本号で公布された法令のあらまし

◇個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第五五号）

（個人情報保護委員会）

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第四四号）の施行期日は令和四年四月一日とし、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は令和三年一〇月一日とすることとした。

◇個人情報の保護に関する法律施行令及び個人情報保護委員会事務局組織令の一部を改正する政令（政令第五六号）（個人情報保護委員会）

一　個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正関係（第一条関係）

1　仮名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものを仮名加工情報データベース等に位置付けることとした。

2　個人関連情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものを個人関連情報データベース等に位置付けることとした。

3　本人の知り得る状態に置かなければならない事項に保有個人データの安全管理のために講じた措置を追加することとした。

4　第三者提供記録から除外されるものを規定することとした。

5　その他所要の規定の整備を行うこととした。

二　個人情報保護委員会事務局組織令の一部改正関係

参事官の職務に個人関連情報及び仮名加工情報の取扱いに関する監督等を追加することとした。（第二条関係）

三　この政令は、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第四四号）の施行の日（令和四年四月一日）から施行するものとすることとした。

◇環境省組織令の一部を改正する政令（政令第五七号）（環境省）

1　大臣官房及び大臣官房総務課並びに地球環境局及び同局国際連携課の所掌事務を変更することとした。（第三条、第四条、第一四条及び第二六条関係）

2　この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令（政令第五八号）（内閣官房）

1　国家公務員法（昭和二二年法律第一二〇号）第一〇六条の四第二項の国家行政組織法（昭和二三年法律第一二〇号）第二一条第一項に規定する部長又は課長の職に準ずる職として、独立行政法人統計センターに新設される情報システム部及び統計技術・提供部に置かれる部長及び次長を加えるとともに、統計編成部に置かれる統計編成統括官の廃止、統計情報システム部の廃止に伴う同部に置かれる部長及び次長の廃止並びに情報技術センターの廃止に伴う同センターに置かれる情報技術センター長の廃止に伴う改正を行うこととした。（第一三条第一項第一四号関係）

2　その他所要の規定の整理を行うこととした。

3　この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令の一部を改正する政令（政令第五九号）（法務省）

1　常陸太田区検察庁、京丹後区検察庁、篠山区検察庁、串本区検察庁、竹原区検察庁及び愛南区検察庁の位置を改正することとした。（別表第三表関係）

2　この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇東日本大震災の被災者等に係る登記事項証明書等の交付についての手数料の特例に関する政令の一部を改正する政令（政令第六〇号）（法務省）

1　東日本大震災の被災者等に係る登記事項証明書等の交付についての手数料の特例の適用期間を令和八年三月三一日まで延長することとした。（本則関係）

2　この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇令和元年台風第十九号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第六一号）（内閣府本府）

1　令和元年台風第一九号による特定非常災害に対し適用すべき措置として、建築基準法による応急仮設住宅の存続期間等の特例に関する措置を適用することとした。（第二条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第六二号）（内閣府本府）

1　東日本大震災に係る中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の適用期間を令和四年三月三一日まで延長することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令及び東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令（政令第六三号）（農林水産省）

一　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令の一部改正関係

東日本大震災に係る中小漁業融資保証法等の特例の適用期間を令和四年三月三一日まで延長することとした。（第一条関係）

二　東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部改正関係

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令等の特例の適用期間を令和四年三月三一日まで延長することとした。（第二条関係）

三　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。

◇東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部を改正する政令（政令第六四号）（経済産業省）

1　適用期間の延長

東日本大震災に係る中小企業信用保険法の特例のうち特定被災区域内に事業所を有する中小企業者等に係るものの適用期間を令和四年三月三一日まで延長することとした。（第一条第一号関係）

2　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。